

委 第 1 号

長野県議会委員会条例の一部を改正する 条例（案）

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第10条の2 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

2 委員がオンラインにより委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

3 委員がオンラインにより委員会に参加する場合は、第14条（（定足数））、第15条（（表決））第1項及び第29条（（会議録及び署名委員））第1項の規定の適用について、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

4 委員がオンラインにより参加する場合における委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症等重大な感染症のまん延又は大規模な災害その他の緊急事態の発生により、委員が委員会の招集場所へ参集することが困難な場合において、委員会がその役割を果たすことができるようにするため、特例として、委員がオンラインにより委員会に参加できるよう、改正を行う。